

# 令和6年度 白河暮らし空き家改修等支援事業補助金

市内の空き家（概ね3か月以上居住その他の使用がなされていないもの）を活用し、移住・定住する場合の改修費及び清掃費について、予算の範囲内で補助します。

## (1) 補助対象者

- ① 県外からの移住者（交付申請日から遡って原則2年以内に県外から本市へ住民票を異動した方を含む）
- ② 子育て世帯（18歳以下の就労していない子どもを養育している世帯）
- ③ 新婚世帯（交付申請時に婚姻の届出日から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）
- ④ 東日本大震災の避難者・被災者
- ⑤ 二地域居住者
- ⑥ 既空き家居住者（補助を受けようとする空き家に居住している①～④に該当する方。※交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。）

## (2) 補助の要件（主なもの）

- ① 居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること
- ② 当該空き家に5年以上定住すること
- ③ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること
- ④ 市区町村税の滞納がないこと
- ⑤ 賃借者の場合は、事業着手前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること

## (3) 補助率等

	補助率	上限額
改修費	1/2	150万円
清掃費	定額	30万円
地域活性化加算	地域産業活性化加算 (市内業者による施工)	20万円
	居住地誘導加算 (中心市街地・過疎地域)	20万円
	空家バンク登録物件	20万円

※清掃は、改修にあわせて実施するものに限る。

### ◎「改修費」について

- ・内外装、玄関、居室、トイレ、台所、浴室等を対象とした一般的な改修が対象。

#### ●対象となる例

- ・屋根、外壁、雨樋等の補修
- ・クロスの張替やトイレ、台所、浴室など水周りの改修

#### ●対象とならない例

- ・空家の増築
- ・併用住宅における住宅部分以外の改修や外構工事
- ・エアコンや洗濯機等の購入費

### ◎「清掃費」について

- ・空家のハウスクリーニング、残置物の処分、空家の敷地内の庭木の剪定・除草等が対象

#### ●対象とならない例

- ・移動可能な家具や家電、その他残置物の清掃
- ・併用住宅における住宅部分以外の清掃等

## (4) 申請方法

◎申請方法については、裏面をご確認ください。



白河市 市長公室 企画政策課 移住定住推進係  
TEL : 0248-22-1111 (内線 2331)  
MAIL : kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

## 申請方法

◎次の申請の流れに沿ってお手続きください。

◎申請書等は、企画政策課で配布する他、市のホームページにも掲載しています。

**①交付申請** 工事着手前に以下の書類を提出してください。

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ①補助金交付申請書（第1号様式）              | ⑨直近の市区町村税等の納税証明書（同一世帯全員分）     |
| ②事業計画書（第2号様式）                 | ⑩空き家所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合）    |
| ③交付申請に関する誓約書（第3号様式）           | ⑪母子健康手帳の写し（妊娠中を理由とした子育て世帯の場合） |
| ④改修等に係る見積書等の写し（改修費等の内訳がわかるもの） | ⑫戸籍謄本等（新婚世帯の場合）               |
| ⑤改修部位を明記した平面図                 | ⑬二地域居住の誓約書（二地域居住者の場合）（第5号様式）  |
| ⑥改修等に係る施工前の写真                 | ⑭市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） |
| ⑦空き家に関する証明書（第4号様式）            | ⑮罹災証明書の写し（被災者の場合）             |
| ⑧現住所の住民票の写し（同一世帯全員分）          | ⑯その他市長が必要と認める書類               |

②交付決定

③改修工事等着手

④改修工事等完了

**⑤実績報告** 完了日から20日以内に以下の書類を提出してください。

- |   |   |
|---|---|
| ①実績報告書（第9号様式）                                 | ⑦確認済証の写し（確認申請が必要な改修を行った場合）                    |
| ②改修等に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し            | ⑧公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し（二地域居住者の場合に限る）            |
| ③改修を実施した部位を明記した平面図                            | ⑨当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合に限る） |
| ④改修等に係る施工前、施工中及び施工後の写真                        | ⑩その他市長が必要と認める書類                               |
| ⑤当該空家に転居後の住民票（同一世帯全員分※二地域居住者、避難者及び既空き家居住者を除く） |   |
| ⑥当該空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し                        |   |

⑥補助金の額の確定

◎補助金交付の確定を行います。

⑦請求・交付

◎補助金交付請求書（第11号様式）を提出いただいた後、交付となります。

